

I. ウイグル問題

- 人種差別撤廃委員会 [中国国家報告への最終見解 \(2018 年\)](#) パラ 40-41
 - [中国政府による反論](#) (B. Issues connected with Xinjiang Uighur...)
 - [人種差別撤廃委員会声明](#) (2022 年)
 - [声明に対する反発と委員会からの反論](#) (2023 年)
- 国連人権高等弁務官事務所 [新疆ウイグル自治区の人権状況](#) (2022 年)
 - これを人権理事会で議題とすべきとの提案 [U.N. Doc. A/HRC/51/L.6](#)
 - 人権理事会にて提案否決 (2022 年 11 月 1 日) [U.N. Doc. A/HRC/51/SR.40](#)
 - ✧ イスラーム諸国が提案に反対していることに注目 paras. 42, 51, 52.
 - [Swissinfo 記事](#) 2022 年 10 月 19 日
 - [人権高等弁務官事務所報道官声明](#) 2024 年 8 月 27 日
- [少数者問題特別報告者ら共同プレスリリース](#) (2023 年)
- NGO
 - [Human Rights Watch](#)
 - [Amnesty International](#)
 - Human Rights Now [ウイグル人らに対する大規模監視および深刻な人権侵害を助長する日系企業の技術と責任](#)

II. アメリカ合衆国の措置

- 根拠法 1930 年関税法 307 条 [19 U.S.C. §1307](#)
- ユニクロ物品の差押え → 日経 ¹記事 2021 年 5 月 19 日、5 月 25 日 (2 本)
 - [19 CFR §12.42](#)
 - (a) 税関職員が関税法 307 条の対象である疑いがある物品に気がいたら、[CBP の Commissioner](#) に通知
 - (b) 税関職員でなくとも通知可 [通知のためのオンライン窓口](#)
 - (d) Commissioner は調査開始
 - (e) 307 条の対象の疑いありと判断されれば、差押え (withhold release)
 - これに基づき、2021 年 1 月 5 日にユニクロの物品が差押えられる。
 - 差し押さえられた時点でのユニクロの選択肢
 - ✧ 米国外に輸出 [19 CFR §12.44\(a\)](#)
 - ✧ 307 条の対象でないと反論 [19 CFR §12.43\(a\)](#)
 - ←ユニクロはこちらを選択
 - 米当局はユニクロの反論を受け入れず 19 CFR §12.43(b)
 - ✧ [RES-1-00-OT:RR:BSTC:CCR H318182 GFM](#) (2021 年 5 月 10 日)

¹ [日経テレコン](#)で検索されたい。以下同様。

最後の方までスクロールし、HOLDING の直前の説明を読む。

XPCC とは、ページの上の方に出てくる Xinjian Production and Construction Cops のこと。

- 現在は「[新疆綿は使っていない](#)」(BBC 2024 年 11 月 28 日)
- 他の企業の動き 日経記事 2021 年 11 月 22 日
 - 良品計画は、[強制労働などの問題はないと主張](#)しつつ、関連商品を米に輸出しないとの選択 [RFA 記事](#)
 - 対策を取った企業に対する中国での批判・不買 日経記事 2021 年 3 月 29 日
- 新規立法 [Uyghur Forced Labor Prevention Act](#) 2021 年 12 月 23 日

Sec. 3(a): The Commissioner of U.S. Customs and Border Protection shall... apply a presumption that... (1) the importation of such goods... is prohibited under section 307 of the Tariff Act of 1930....

 - [ジェトロ記事一覧](#)
 - ◇ 「[施行 2 年目の米ウイグル強制労働防止法](#)」
 - 弁護士事務所等の解説
 - ◇ [PWC](#)
 - ◇ [AMT](#)
 - ◇ MHM [1](#), [2](#), [3](#)
 - ◇ NOandT [1](#), [2](#), [3](#)

III. 中国の対抗立法 [反外国制裁法](#) 2021 年 6 月 10 日

- CISTEC [仮訳と解説](#)
- 「国際法……に違反」(3 条)

IV. EU の強制労働製品流通禁止規則

- 「規則」 前回出てきた「指令」ではない。 → 「EU 法」講義
- 2024 年 11 月 19 日採択 [規則文](#) (官報未掲載)
 - 2 条(8) ‘product made with forced labour’の定義
 - 3 条 強制労働により製造された製品の EU 内流通と EU 外への輸出を禁止
 - 6 条 監視ネットワーク
 - 8 条 データベース
 - 20 条 4 項 3 条に定める義務の違反の認定

- 37 条 刑罰
- [ジェトロ記事](#)

V. 米・EU の措置は国際法に反する？ 詳しくは「国際経済法」「国際安全保障法」「国際人権法」で

- [人権と一方的強制措置特別報告者声明](#) (2024 年)
 - 「[人権と一方的強制措置特別報告者](#)」とは
 - “Any unilateral sanctions [...] are illegal” 具体的に何に違反？
 - ◇ “WTO”
 - [GATT](#) 3 条 4 項・11 条
 - [GATT](#) 20 条による正当化可能？ (a)? (b)? (c)?
 - ◇ “investment protection”
 - ？
 - ◇ “procedural guarantees, the presumption of innocence, due process, access to justice and right to remedy”
 - 米や EU の法制度のどの部分がこれらに反する？

以上